平成22年 4月 1日制定

#### 固定額型最低制限価格の算定方法について

## 1 予定価格を事後公表したとき

### (1) 対象案件

入札参加資格を市内事業者に限定する工事入札案件で予定価格を事後公表したとき \*準市内又は市外事業者が参加できる工事入札案件は対象外

#### (2) 算定方法

設計金額(直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等)に市独自の係数を乗じて算出 した価格を「最低制限価格」とする。

\*平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。

#### ≪計算式(税抜)≫

(A)=(直接工事費(*1))	× 1.0
(B)=(共通仮設費(積上分)(*1))	× 1.0
(C) = (共通仮設費(率分)(*1))	×(O.9O±工事規模補正)
(D) = (現場管理費(* 1))	×(O.9O±工事規模補正)
(E) = (据付間接費(* 1))	×(O.7O±工事規模補正)
(F) = (設計技術費(* 1))	×(O.7O±工事規模補正)
(G) = (機器間接費(*1))	×(O.7O±工事規模補正)
(H) = (一般管理費(* 1))	×(0.68±工事規模補正)
(   ) = (機器費(* 1))	× 0.80
(J) = (スクラップ評価額等(* 1))	× 1.00
(最低制限価格)=(A)+(B)+(C)+(D)-	+ (E) + (F) + (G) + (H) + (I) - (J)

- (\*1) 直接工事費、共通仮設費(積上分)、共通仮設費(率分)、現場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、一般管理費、機器費、スクラップ評価額等の金額は、各々1万円未満を切捨する。
- (\*2) 直接工事費に機器費が含まれる場合は、直接工事費として算定する。 なお、この場合、計算式(1)は算定しない。
- (\*3) (A) ~ (J) は、100円未満を切捨する。

設計金額(税抜)	工事規模補正
500万円未満	+0.05
500 万円以上 2.500 万円未満	+0.03
2,500 万円以上 5,000 万円未満	±Ο
5,000万円以上1億円未満	-0.03
1億円以上	-0.05

#### 2 予定価格を事前公表したとき

#### (1) 対象案件

入札参加資格を市内事業者に限定する工事入札案件で予定価格を事前公表したとき \*準市内又は市外事業者が参加できる工事入札案件は対象外

#### (2) 算定方法

前述1(予定価格を事後公表したとき)の算定方法に同額回避補正を追加して算出した価格を「最低制限価格」とする。

\*平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。 ≪計算式(税抜)≫

(A)=(直接工事費(*1))	× 1.0
(B)=(共通仮設費(積上分)(*1))	×(1.O一 <u>同額回避補正</u> )
(C)=(共通仮設費(率分)(*1))	× (0.90±工事規模補正一 <u>同額回避補正</u> )
(D)=(現場管理費(* 1))	× (0.90±工事規模補正一 <u>同額回避補正</u> )
(E)=(据付間接費(* 1))	×(0.70±工事規模補正一 <u>同額回避補正</u> )
(F)=(設計技術費(*1))	×(0.70±工事規模補正一 <u>同額回避補正</u> )
(G)=(機器間接費(*1))	×(0.70±工事規模補正一 <u>同額回避補正</u> )
(H) = (一般管理費(*1))	×(0.68±工事規模補正一 <u>同額回避補正</u> )
(   ) = (機器費(* 1))	× 0.80
(J)=(スクラップ評価額等(*1))	× 1.00
(最低制限価格) = (A) + (B) + (C) + (D)	+ (E) + (F) + (G) + (H) + (I) - (J)

- (\*1) 直接工事費、共通仮設費(積上分)、共通仮設費(率分)、現場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、一般管理費、機器費、スクラップ評価額等の金額は、各々1万円未満を切捨する。
- (\*2) 直接工事費に機器費が含まれる場合は、直接工事費として算定する。 なお、この場合、計算式(1)は算定しない。
- (\*3) (A)~(J)は、100円未満を切捨する。

同額回避補正	備考
0.0001~0.0020	工事入札案件ごとに左欄の範囲(20段階)で任意の値を採用する。 ただし、(B)・(C)・(D)・(E)・(F)・(G)・(H)に対す る値は、全て同じとする。

(注)単価による契約等、特殊な契約内容の工事は、前述の算定方法とは異なることがあります。 その際は、案件ごとに入札公告で指定します。

平成22年 9月 3日改正 平成23年 4月 1日改正 平成23年10月25日改正 平成24年11月27日改正 平成25年 4月 1日改正 平成26年 4月 1日改正 平成27年 4月 1日改正 平成27年 4月 1日改正 平成28年 4月 1日改正

# 入札制度関連情報<工事>

# YOKOSUKA CITY

平成29年4月1日改正平成31年4月1日改正令和2年4月1日改正令和3年4月1日改正令和4年4月1日改正